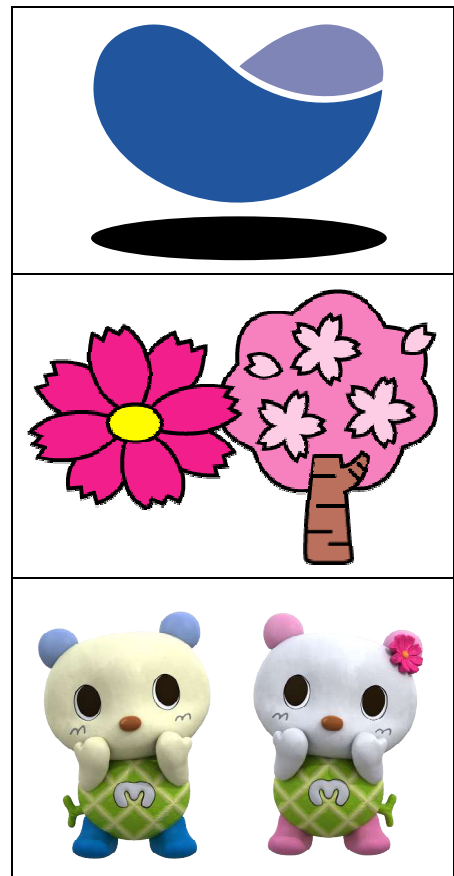


令和8年度

宮前区役所 事業概要

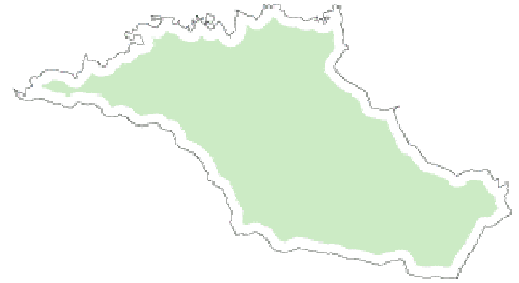
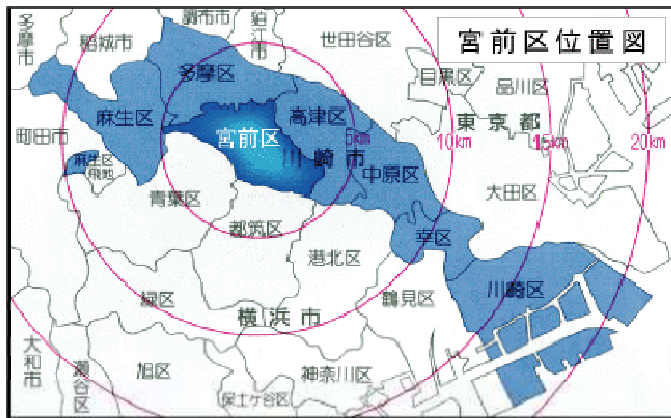
人が好き 緑が好き まちが好き



目 次

1	宮前区のあらまし	1
2	令和8年度宮前区役所の組織目標	3
3	宮前区役所に関する主な計画等	5
3-1	川崎市総合計画	5
3-2	宮前区地域福祉計画	6
3-3	宮前区地域防災計画	7
3-4	区役所サービス向上の取組	8
3-5	令和8年度宮前区役所人材育成計画	10
4	令和8年度宮前区役所関係予算	13
5	各課の主な事務事業	18
6	統計資料	32
6-1	宮前区の世帯数・人口の推移（各年10月1日現在）	32
6-2	宮前区の年齢3区分別人口の推移と割合（各年10月1日現在）	33
6-3	宮前区の人口動態の推移	34
6-4	宮前区の産業大分類別 事業所数・従業者数（令和3年6月1日現在）	35
7	宮前区総合庁舎フロア案内・駐車場案内	36

1 宮前区のあらし



宮前区の面積 18.60km²

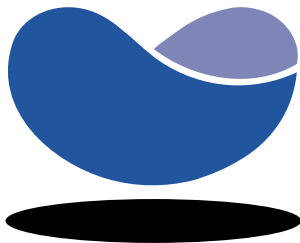
川崎市 144.35km²

●宮前区のあゆみ

宮前区は、川崎市の北西部に位置し、縄文時代の初期から農村地域としての営みが行われてきました。明治22年の市制・町村制の実施により、宮前(みやさき)村と向丘村が生まれ、昭和57年7月1日に高津区から分区し、宮前区となりました。

本区域は、昭和40年代の田園都市線や東名高速道路の開通とそれに伴う東名川崎インターチェンジの開設などにより飛躍的に交通が発達しました。東京都心から30km圏内にある郊外住宅地として開発が進み、今なおマンション建設などの宅地開発が進行しています。

●宮前区のシンボルマーク



宮前区のイニシャル「M」をハートの形にデザインし、ハートのブルーの色は知性を、黒いだ円は「力強い大地」を表現し、区民の和と英知の結集により未来へ飛躍する姿をイメージしています。

区制10周年を記念して、「個性豊かな、新しい都市生活文化を創造する区」を目指し、区のイメージを高めるとともに、地域の連帯をはぐくみ、宮前区への愛着を深めるために、応募いただいた作品の中から宮前区シンボルマーク選定委員会が選考し、平成5年1月1日に制定しました。

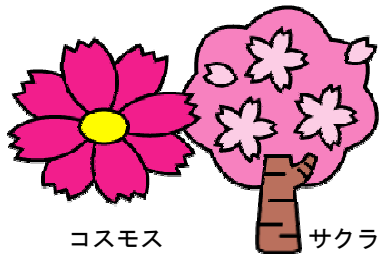
●宮前区のキャッチフレーズ



コミュニティ豊かな区民の和を象徴する「人」、豊かな自然を象徴する「緑」、自然と区民の生活が調和する豊かな地域を象徴する「まち」をイメージして、「人が好き 緑が好き まちが好き」としました。

豊かで活力ある地域社会の実現に向け、区民みんなの連帯を育み、区への愛着を深める象徴として、宮前区キャッチフレーズ制定委員会の選考と宮前区民祭での投票により、シンボルマークに続き、平成6年1月1日に制定しました。

●宮前区の木・花



コスモス

サクラ

平成10年度に区のイメージアップ事業として、宮前区の木・花を制定しました。

区の木「サクラ」は、区内に広く分布し、駅前や公園など名所も多く、また、宮崎台駅周辺や平瀬川流域などでは、桜を基にした「まちづくり」も行われています。桜には、人々を呼び集めてコミュニケーションを活発にする力があり、宮前区もそのような街になればという願いから選ばれました。

区の花「コスモス」は、明るく可憐で繊細なイメージと、コスモスという言葉が持つ宇宙、世界的、国際的という意味が、若々しく未来を感じさせる本区のイメージに合うことなどから選ばれました。

●キャラクター



「カッチャン」

平成14年に閉鎖した鷺沼プール跡地に、小学校や広場、フットサル施設、保育園を整備し、平成18年4月に宮前区のシンボルゾーンとして「カップパーク鷺沼」がオープンしました。その後、平成21年4月には小規模特別養護老人ホームが開設されました。

施設名称の「カップパーク鷺沼」とイメージキャラクター『カッチャン』はたくさんの応募の中から決定したものです。水のきれいな場所にしか住めないというカッパが住んでくれるような、いつまでも自然あふれる場所であって欲しいという願いが込められています。



「宮前兄妹」

宮前区誕生30周年を祝うため、区名産「宮前メロン」の畑からやってきた「宮前兄妹」。宮前区が40周年を迎えた日、これからも宮前区にいられるように、メロン畑の女神さまが魔法をかけて、おなかのマークを「30」から「M」に変えてくれました。

兄の「メロー」は身体を動かすことが得意な元気いっぱいの男の子。妹の「コスミン」は甘いものが大好きな明るく楽しい女の子。ふたりは、ジモト宮前区をこよなく愛する、メロンボディがとってもキュートな双子の仲よし兄妹です。



「ぽーたろう」

「みやまえぼーたろう」は、官民協働で運営する地域ポータルサイトです。街のお店・施設や毎日の暮らしに役立つ情報、おでかけ情報、市民活動の情報など、地域の民間情報と行政情報を一体的に提供しています。宮前区の魅力を宮前区に住んでいるレポーターが紹介する「WEB版ぐるっとみやまえ」や、区内の子育て情報をまとめた「WEB版とことこ」などのページもあります。

●まちづくり連携協定



シンボルマーク

宮前区役所とフロントウんさぎぬま（「カップパーク鷺沼」にある川崎フロンターレが運営するフットサル施設）は、魅力あるスポーツと健康のまちづくりを進めていくために、平成22年12月にまちづくり連携協定を締結しました。

フロントウんさぎぬまと幅広い分野で連携事業を企画・実施し、誰もがいつでもスポーツに親しめる環境を整備し、魅力ある区づくりを進めます。

2 令和8年度宮前区役所の組織目標

川崎市では、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」をめざして、身近な基礎自治体として市民に寄り添った行政を着実に運営し、引き続き、「対話」と「現場主義」のもと、「最幸のまち かわさき」の実現に向けて全力を尽くしてまいります。

これを受け、宮前区役所において令和8年度に取り組む目標を設定しました。

目標1 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

- ① 各種行政機関や町内会・自治会、事業者等と連携協力し、区民の防災意識の向上や技術の普及啓発、資機材の配備により、地域防災力の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進する。
- ② 警察や各種団体、区民との連携により、防犯や交通安全等の取組を進め、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する。
- ③ 感染症対策など健康危機管理の取組を着実に実施し、暮らしの安全を守る。
- ④ 道路・河川・公園等を適切に維持管理、整備し、安全・快適で良好な都市環境のまちづくりを推進する。

目標2 誰もが笑顔で健やかに暮らせるまちづくり

- ① 誰もがいきいきと自ら望む場所で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けて、多様な主体と連携して健康づくりや地域のつながりづくりを推進する。
- ② 区福祉計画に基づき地域福祉を推進する。
- ③ 子育てに関する様々な情報の提供、子育て家庭の多様なニーズの的確な把握に基づいた子どもと子育てに関する支援の充実、子どもたちの居場所づくり等、全ての区民が地域で安心して子育てができる環境づくりに取り組む。
- ④ 心のバリアフリーを進め、障害者の相互理解や、自立支援・社会参加に取り組む。

目標3 区民の参加と協働による魅力あるまちづくり

- ① 歴史・文化、自然等の豊かな地域資源を活用しながら、区の魅力を育て、発信し、区民が愛着と誇りを持てるまちづくりを推進する。
- ② 「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づき、コミュニティや市民活動の活性化を支援し、区民の参加と協働による地域課題の解決に取り組む。
- ③ 町内会・自治会活動の発信による加入促進の取組など、住民自治の支援を推進する。
- ④ 様々な世代がスポーツやパラスポーツに親しめる環境づくりなど、スポーツ施策を着実に推進する。
- ⑤ 区民の生涯学習活動を支援し、学習や活動を通じた地域づくりを推進する。

目標4 将来を見据えたまちづくり

- ① 総合計画第4期実施計画に基づき、多彩な地域資源を生かした区民が主役のまちづくりの取組を推進する。
- ② 宮前区全体の発展に向けて、「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」に基づき、「新宮前市民館・図書館・区役所の移転・整備」、「現在の区役所などの施設や用地の活用」、「向丘出張所の活用」等、宮前区のまちづくりにおける公共機能推進の取組、『宮前区のミライづくりプロジェクト』を関係局と連携して進める。

目標5 区民の信頼に応える人材育成と質の高い区役所サービスの提供

- ① 「宮前区役所人材育成計画」や「区役所サービス向上指針」に基づき、区民の信頼に応える人材の育成を図り、質の高い区役所サービスを提供する。
- ② 職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、役割や状況に応じて適切に組織をマネジメントする。
- ③ 限られた経営資源で行政サービスを継続的に提供するため、業務最適化を進める。
- ④ 法令規則を遵守し、対話・協力・連携できる職場を築く。

3 宮前区役所に関する主な計画等

宮前区役所では、様々な計画等に基づき、区民サービスの向上や地域課題への取組を進めています。ここでは、そのなかで主なものを紹介します。

3-1 川崎市総合計画

川崎市総合計画は、本市がめざす都市像やまちづくりの基本目標を定めた「基本構想」と、基本構想に定める5つの基本政策を体系的に推進するために政策の方向性を明らかにする「基本計画」、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組や目標を定める「実施計画」で構成されています。

令和8年3月には、「基本構想」、「基本計画」の策定から10年が経過することから、本市の持続的な発展に向けて総合計画を改定するとともに、令和8年度から令和11年度までの4年間を計画期間とする第4期実施計画を策定し、地域課題の解決に向けて区役所が主体的に進める取組などを示した「区のまちづくりの方向性」において、宮前区の課題や計画期間の主な取組などを掲載しています。

計画期間の主な取組

誰もが生きがいを持ち、心がつながり 支え合う、地域の輪づくりの推進

- 今後の急速な高齢化を見据え、いくつになっても生きがいを持って暮らせる区づくりに向けて、区オリジナルの「プレ・エンディングノート」等を活用し、早いうちから前向きな終活を区内に広げる取組を進めていきます。
- また、地域コミュニティの活性化に向けて、宮前区ソーシャルデザインセンター「みやまえBASE」等を通じて、普段地域と関わりが少ない人や世代を巻き込み、ゆるやかに近づけていく取組を進めていくとともに、地域包括ケアシステムの推進に向けて、地域のつながり・支え合いの大切さへの理解と共感を広げる取組などを進めながら、互いに支え合う地域の輪づくりに取り組めます。



宮前区ソーシャルデザインセンター「みやまえBASE」

地域における、切れ目のない 子ども・子育て支援の推進

- 転入等により慣れない土地で育児をする保護者を含め、すべての子育て中の家庭が安心して子育てできるよう、子育てガイドやSNS等を活用し、子育てに関する情報を効果的に発信します。
- また、地域全体で子育てを支える環境づくりに向けて、関係機関や団体等との連携強化や、子育て世代と地域のあらゆる主体との交流を促進する取組の支援等を進めます。



外遊び活動・交流促進支援の取組
（「冒険遊び場」の活動風景）

多彩な地域資源を活かした 区民主体によるまちづくりの推進

- 歴史ガイドや農産物直売所ガイド&マップの配布、「響け！みやまえ太鼓ミーティング」などを通じて多彩な歴史・文化、農や自然などの地域資源の魅力を発信します。
- また、起伏に富んだ地形を活かしたウォーキングイベントなど、地域資源を活かした参加型イベント等を開催し、区民がいつまでも元気で地域に愛着を持って住み続けられるよう意識を醸成していくことで、さまざまな人を巻き込みながら、これまでの区民主体によるまちづくりを次の若い世代へ継承できるよう取り組みます。

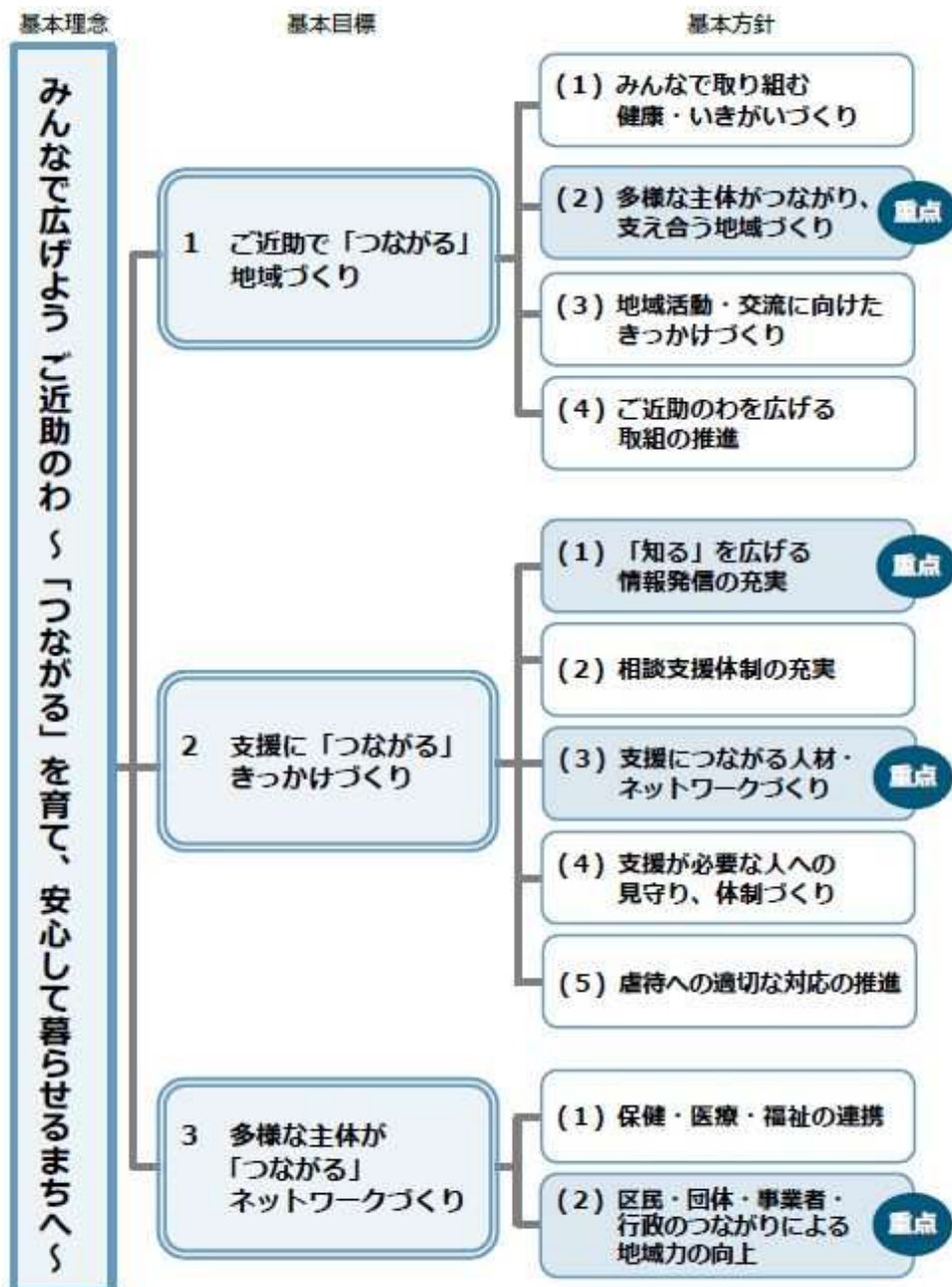


響け！みやまえ太鼓ミーティング

3-2 宮前区地域福祉計画

川崎市では、令和6年3月に「第7期川崎市地域福祉計画」を策定しました(計画期間:令和6年度～令和8年度)。川崎市地域福祉計画は、川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンを上位概念とした行動計画の1つとして位置づけられ、さらに7区ごとに、それぞれの区域の課題に応じ、区地域福祉計画を策定しています。

宮前区は、ご近所同士で支え合う地域をめざして、「ご近助」というキーワードで様々な地域福祉の取組を進めており、「第7期宮前区地域福祉計画」は、「みんなで広げよう ご近助のわ ～「つながる」を育て、安心して暮らせるまちへ～」を基本理念に、3つの基本目標、11の基本方針、40の具体的取組で構成しています。また、このうち、「多様な主体がつながり、支え合う地域づくり」「知る」を広げる情報発信の充実」「支援につながる人材・ネットワークづくり」「区民・団体・事業者・行政のつながりによる地域力の向上」の4つを重点的な取組としています。



3-3 宮前区地域防災計画

宮前区地域防災計画(以下、「区地域防災計画」という。)は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、川崎市防災会議が作成する地域防災に関する計画「川崎市地域防災計画」の個別防災計画です。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を教訓として、川崎市では地震被害想定調査の見直しを行い、市民の安全・安心を確保するため各種防災計画の修正を行いました。区地域防災計画についても、市計画の時点修正等を踏まえ、適宜修正を行っています。区民にとって身近な災害予防、災害応急対策を総合的に実施することにより、区民一人ひとりの防災意識の向上並びに安全で安心な地域生活環境の確保を図り、地域社会全体における防災力の向上を目的としています。

また、区地域防災計画の策定にあたっては、計画の目的を達成するために必要となる災害時等における区民及び区役所等の責務を明確にし、区の実情や地域特性を踏まえ、区民にわかりやすく提示します。

なお、この区地域防災計画は震災及び風水害対策を主な内容としていますが、他の災害等においてもこれを準用することとしています。

(1) 計画の基本方針

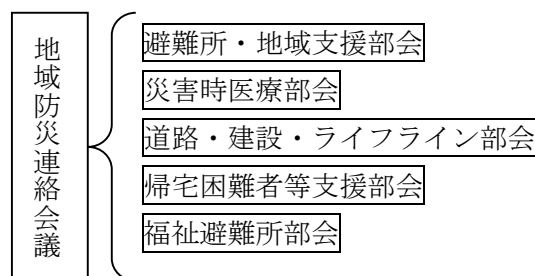
震災や風水害が発生した場合、又は、発生するおそれがある場合、区民の生命、身体及び財産を保護することは、行政の重要な役割の一つですが、防災においては、行政が行う「公助」に加え、区民一人ひとりが自らの身を守る「自助」という自覚を持って平常時から災害に備えるとともに、災害時には、自発的に地域での応急活動へ参加するなど、互いに助け合う「共助」がとても大切です。

宮前区では区民・事業者・行政の協働により「自助」・「共助」・「公助」の理念に基づいた防災体制を構築し、地域における防災力の向上を図ります。

区分	基本理念
自助 (個人)	「自らの生命は自ら守る」という考えに基づき、市民一人ひとり、企業それぞれが自分自身の生命、身体及び財産を守る。
共助 (地域)	「地域のことは地域で守る」という考えに基づき、地域内及び地域同士で連携して地域の安全を守る。
公助 (行政)	「総合的な防災対策の推進」という考えに基づき、行政・防災関係機関は個人、地域と連携した防災対策を実施し、市域を守る。

(2) 宮前区地域防災連絡会議

宮前区の防災力向上に向け、防災に関する必要な事項を検討し、情報の共有化を図るため、宮前区を管轄する公共公益機関及び関係団体等で構成する宮前区地域防災連絡会議を、平成24年9月に設置しました。また、災害に関する様々な課題を検討するため部会を設置し協議を進めています。



3-4 区役所サービス向上の取組

宮前区役所では、区民の皆様にとって満足度の高い区役所サービスの提供に向けて、全市的な区役所サービスの指針である「区役所サービス向上指針」に基づき、毎年度「宮前区役所サービス向上方針」を策定するとともに、各課においてもそれぞれ具体的な「区役所サービス向上目標」を設定し、区役所全体での取組を進めています。

(1) 宮前区役所サービス向上方針

宮前区役所では、毎年度当初に、区長が区役所における当該年度のサービス向上の取組の基本的な方向性を「宮前区役所サービス向上方針」として定め、これに基づき取組を進めています。今年度の向上方針は次のとおりです。

宮前区役所サービス向上方針

1 市民から信頼される区役所サービスの提供

公平・公正で市民目線に立った質の高い区役所サービスを提供するとともに、窓口応対をはじめとする日常の業務において、分かりやすく丁寧な説明を行うことで、市民との信頼関係を構築します。

2 信頼されるサービスを支える体制づくり

市民との信頼関係を維持・発展させるため、変化する市民ニーズや社会情勢に的確に対応し、必要に応じて取組の見直しを行うとともに、人材育成及び各部署間の円滑な情報共有・連携を推進することにより、質の高い区役所サービスを安定的に提供できる体制づくりに努めます。

3 安全・安心で快適な庁舎環境の整備

来庁者の利便性向上を図るため、安全・安心で快適な庁舎環境の整備に取り組めます。

令和8年4月

宮前区長 齋藤正孝

(2) サービス向上目標

所属長は、毎年度当初に、「宮前区役所サービス向上方針」や全市統一的な基準である「区役所サービス基準」を踏まえて、具体的な「サービス向上目標」を1つから3つ程度定め、その目標の達成に向けて職場で職員とともに具体的な取組を進めるものとします。

(3) 区役所サービス基準の遵守

所属長は、「区役所サービス基準」が所属内で遵守されているか適宜確認し、遵守できていない場合には改善方策を検討・実施します。

(4) 宮前区役所サービス向上委員会

課長級職員で構成する宮前区役所サービス向上委員会において、宮前区役所のサービス向上の取組を推進するため、PDCAサイクルを中心としたマネジメントを行います。

(5) ワーキングチーム及び研修実施

宮前区役所サービス向上委員会のもと、若手職員で構成されるワーキングチームを設置し、サービス向上に向けた企画や改善策等について提案・実施します。

また、人材育成推進委員会と連携して接遇研修を実施するなど、職員の区役所サービスに関するスキルアップに取り組みます。

3-5 令和8年度宮前区役所人材育成計画

1 基本的な考え方

宮前区の主たる業務は、地域に密着した行政機関として、これまでも担ってきた窓口等での手続きや相談業務のほか、市民と協働したまちづくりや地域課題の解決、道路や公園等の維持整備等、地域に密着した様々な行政サービスの提供になります。近年では、社会環境の変化に伴い、多様化・増大化する市民ニーズや社会変容に対応するため、変化に柔軟に対応できる組織や組織力の最大限の発揮が求められていることから、人材育成に計画的に取り組んでいく必要があります。

区として人材育成を進めていくには、すべての管理職がその重要性を認識し、区としての組織運営のあり方や組織の使命を共有した上で、職員の指導・育成を行うことが必要です。また、係長級以下の職員においても、市民目線で日々の業務改善に取り組むとともに、部下や後輩を育成することは職務の一環であり、自分自身の成長にもつながるという認識を持ち、行動することが求められています。

こうしたことを踏まえ、宮前区では、次に示す人材育成推進体制のもと、OJT等を活用した新規採用者・局間異動者の育成に向けた取組や接遇力・説明力等を始めとした職員の多様な知識や能力の向上及び共有・継承に向けた取組等を重点取組として、研修や意識改革等の取組を実施していきます。

また、管理職にあつては、本計画を踏まえ、組織の使命を果たす上で人材育成を自らの重要な責務と認識し、適切な指導・育成や人が育つ職場づくりに積極的に取り組むものとします。

2 重点取組

(1) OJT等を活用した新規採用者・局間異動者の育成に向けた取組

OJTは人材育成の基本であり、職員の経験や適性等に応じて計画的・継続的に指導し、職員の能力と意欲を最大限引き出すことが求められるため、人材育成部門と連携し、育成担当者の指導力強化や人材育成に係る情報共有を進め、効果的なOJTを推進します。新規採用者や局間異動者には、OJTを基本としつつ、年度当初の研修やフォロー研修等により早期の職務遂行能力の向上を図る等、職場全体で育成に取り組めます。

(2) 職員の多様な知識や能力の向上及び共有・継承に向けた取組

窓口業務等における接遇力・説明力のほか、各分野における制度理解及び専門性に基づく対応力、地域の課題解決のための調整力、災害時における判断力等、区役所職員に求められる能力・役割は多岐にわたっています。そのため、区役所全体で多様な知識や能力の向上とそれらの共有・継承を図ることで、職員を貴重な人的資源として育成・活用する施策に取り組めます。

(3) 職員の改善・改革意識の向上及び幅広い視野の育成に向けた取組

職員が主体的に業務改善等に取り組み、挑戦を受け入れる風通しの良い組織風土を醸成するため、職場や職位の区別なく円滑な意思疎通を図り、連携することで、職員や組織としての改善・改革意識を向上させます。また、多様化する市民ニーズや行財政運営上の課題に対応するため、デジタル技術の活用や組織横断の連携した対応力を高める研修を実施し、社会経済環境の変化に対応できるよう、職員の幅広い視野の育成に取り組めます。

(4) 組織マネジメント力の向上及び組織方針の浸透に向けた取組

組織運営では所属長が組織方針を明確に示し、適切かつ柔軟な業務分担や業務改善を実践する組織風土の醸成や多様な人材が働きやすい環境整備を担うことが重要です。また、複雑かつ多様化する課題への対応には、組織の方針や使命を職員に浸透させ、幅広い視野で課題解決に取り組む体制が不可欠です。そのため、特に管理職が中心となり、組織内外との情報共有や職員の意識啓発等を通じて、組織マネジメント力の向上に取り組めます。

(5) 市民から信頼される区役所づくりに向けた取組

迅速かつ適正に行政サービスを提供し、市民から信頼を得られる組織となるためには、職員一人ひとりが求められる知識や能力などを高めるとともに、「組織が果たすべき役割」を認識し、日々の業務を行政のプロフェッショナルとして責任感を持って自分の役割を果たすことが重要です。そのため、業務に係る課題や対応事例の情報共有等を通じて組織力の向上を図り、市民目線に立って業務を遂行する区役所づくりに取り組めます。

3 令和8年度 取組計画

No	取組名	分類	内容	目的	講師等		実施日	対象者		
					種別	所属・氏名		範囲	職種指定	詳細
1	宮前区初動対応支援職員研修	防災・危機管理	区役所での活動内容と活動スペースの確認 区初動対応マニュアルの説明 地震災害を想定した訓練	震災発生後に区役所に参集した際に、安全確保を図り、電話対応や情報収集等の業務に速やかに取り組むことができるようとする。	内部講師(市職員)	【所属】 宮前区役所危機管理担当	5月	全庁または関係局(特定の部署・職種等)	職種指定なし	宮前区初動対応支援職員
2	宮前区防災研修	防災・危機管理	風水害時における緊急避難場所について 川崎市総合防災システム・BOSS(災害対応工程管理システム)の使用方法について	台風接近時等に緊急避難場所を円滑に開設・運営できるよう、職員の知識とスキルの向上を図る。	内部講師(市職員)	【所属】 宮前区役所危機管理担当	5月	自局のみ	職種指定なし	宮前区役所緊急避難場所対応課職員
3	風水害時の緊急避難場所視察研修	防災・危機管理	担当する緊急避難場所の視察 無線機・特設公衆電話・タブレット等の資機材の解説	台風接近時等に緊急避難場所を円滑に開設・運営できるよう、職員の知識とスキルの向上を図る。	内部講師(市職員)	【所属】 宮前区役所危機管理担当	6月	自局のみ	職種指定なし	宮前区役所緊急避難場所対応課職員
4	新規採用職員・異動者研修	異動者・新規採用職員向け研修	区長との意見交換、区の事業や施設に関する講義	区長との意見交換を実施し、宮前区役所職員としての意識啓発を図る。区の情報を共有し、迅速な窓口サービスの提供等に向けた基礎知識の習得につなげる。	内部講師(市職員)	【所属】 宮前区長 宮前区役所危機管理担当・総務課・企画課・地域ケア推進課	5月	自局のみ		新規採用職員・異動者
5	ハードクレーム対応研修	接遇・コミュニケーション	講義、演習を通じて職場で対応する上での心構えやスキルを学びより良い市民サービスの提供へつなげる	クレームに対する対応方法を学ぶことで、接客力の向上を図る。	外部講師	【所属】	12月	自局のみ		主に窓口対応をする職員
6	Microsoft 365活用研修	事務処理能力(文書・財務・システム操作・法務等)	Microsoft 365活用の意義を認識するとともに、基本から応用まで、操作方法や具体的な活用方法を学ぶ。	高度化・多機能化するExcelやWordなどのMicrosoft 365のスキルを習得することで、より効率的な処理を実現し、実務に直結した生産性向上を図る。	外部講師	【所属】	2月	全庁または関係局(特定の部署・職種等)		希望する職員
7	業務効率化研修	事務処理能力(文書・財務・システム操作・法務等)	具体的な作業ツールや実際の事例の学習を通して、業務効率化のポイントを学ぶ。	デジタルツール(Teamsなど)や自動化ツールの活用を検討するなど職場改善力を養うほか、業務の更なる効率的な作業手法を習得することで業務効率向上を図る。	外部講師	【所属】	1月	全庁または関係局(特定の部署・職種等)		希望する職員
8	新規採用職員接遇研修	接遇・コミュニケーション	接遇に関する講義・グループワーク・ロールプレイ	公務における市民サービスとは何かを考える機会とし、区役所職員としての意識の向上を図る。	内部講師(市職員)	【所属】 局内の接遇研修指導者	11月	自局のみ		新規採用職員
9	採用3年目職員研修	意識向上	区長の講話等	入庁3年目となる若手職員を対象として、区長講話等を行い、これまでの経験を今後の異動等につなげていく。	内部講師(市職員)	【所属】 区長、市職員	11月	自局のみ		採用3年目職員
10	「宮前区主要施策」研修	所管業務知識向上	「宮前区のミライづくりプロジェクト」及び「宮前区のコミュニティ施策」のこれまでの取組や今後の予定等に関する説明会	「宮前区のミライづくりプロジェクト」や「宮前区における今後のコミュニティ施策」など、宮前区役所職員として押さえておくべき主要な施策について理解を深める。	内部講師(市職員)	企画課職員等	未定	自局のみ	職種指定なし	区役所全職員
11	宮前区区役所職員研修「まちに出て『ご近助でささえあう地域づくり』を体感しよう」	意識向上	公園体操や地域のカフェ、子育てサロン等の活動を訪問し、地域の福祉活動の現場を知る。また、訪問先の活動と第7期地域福祉計画の目標との関連性や所属部署の業務との連携の可能性などについて考える。	区役所職員が公園体操や地域のカフェ、子育てサロン等の活動を訪問し、第7期宮前区地域福祉計画が目指す「ご近助でつながる地域づくり」を肌で感じる。	外部講師	地域活動団体等の運営者	10～12月	全庁または関係局(特定の部署・職種等)	職種指定なし	宮前区役所職員(会計年度職員等を含む)、宮前図書館職員、宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議委員
12	認知症サポーター養成講座	意識向上	講話「認知症についての理解」 介護者家族の話 認知症の方への接し方	認知症についての理解を深めることにより窓口対応能力の向上を図る	外部講師・内部講師	未定	未定	全庁または関係局(特定の部署・職種等)	宮前区役所職員、警察署、消防署	講話「認知症についての理解」 介護者家族の話 認知症の方への接し方
13	児童虐待と女性相談について	組織・職員関連連携強化	児童虐待と女性相談について正しい知識を知ることにより日常業務に活かす。	児童虐待と女性相談について正しい知識を知ることにより日常業務に活かす。	内部講師(市職員)	未定	未定	自局のみ	職種指定なし	区役所全職員
14	宮前区精神保健検討会(精神カンファ)第2部	所管業務知識向上	精神科医等によるスーパーバイズ(※支援への助言等)のこと	スーパーバイズによる相談業務の質の向上や職員の心理的サポートなど	内部講師(市職員)	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター、中部地域支援室	毎月第二金曜日	全庁または関係局(特定の部署・職種等)	職種指定なし	社会福祉職等を中心とした支援に関わる職員
15	タイヤチェーン講習会	防災・危機管理	冬季降雪時の効率的なチェーンの装着、効果的な除雪剤の散布方法及び道具の使用法を習得する。	職員の専門知識の習得	内部講師(市職員)	宮前DKC職員	12月中旬	全庁または関係局(特定の部署・職種等)	職種指定なし	センター在籍職員
16	防災無線訓練	所管業務知識向上	災害発生時に備え、防災無線を使用し、事務所へ情報を伝達する。訓練は道路/歩道の時間的な中で実施し、反復して訓練することで職員への定着を図る。	防災無線の使用法の習得	内部講師(市職員)	危機管理本部職員	未定	全庁または関係局(特定の部署・職種等)	職種指定なし	センター在籍職員
17	設計積算担当業務研修	意識向上	建設線政局技術監理課職員による設計積算研修、技術力の向上や情報共有により職員の意識の向上を図る。	設計積算や工事監理業務に係わる知識と技術力の向上及び情報共有	内部講師(市職員)	建設線政局技術管理課職員	年2回程度	全庁または関係局(特定の部署・職種等)	土木職	センター在籍職員

4 令和8年度宮前区役所関係予算

区役所等管理運営費	309,924千円
地域課題対応事業費	63,852千円

地域資源活用事業費

10,797千円

	事業名〔担当課〕	予算額 (千円)	内容
(1)	みやまえ太鼓ミーティング開催事業 地域振興課	1,878	区内の和太鼓団体による演奏のほか、地域に伝わる民俗芸能の舞台を取り入れた「響け！みやまえ太鼓ミーティング」を開催し、文化・伝統の再認識と、保存・継承に向けた担い手の発掘と育成につなげる。
(2)	地域の魅力発信事業 地域振興課	687	区内の史跡や農などの地域資源を活用したウォーキングイベントの実施や、宮前区歴史ガイド・農産物直売所ガイド&マップ等の作成・配布、農フォーラムの実施等による情報発信を行い、多様な人材の参画による地域づくりを促す。
(3)	宮前区スポーツ推進事業 地域振興課	2,456	地域のスポーツ資源を有効活用し、事業を実施することで、子どもから高齢者がスポーツに親しむ機会を提供する。
(4)	地域情報発信事業 企画課	3,954	地域の魅力などをまとめたガイドマップや区PRキャラクターを含めた各種広報媒体を活用して情報発信を行うことで、地域への愛着を高め、地域活動への参加促進、コミュニティの活性化を図る。
(5)	宮前区ふるさと意識高揚アーカイブ事業 企画課	130	宮前区の歴史や昔の景観を世代間で共有し、区民のふるさと意識の向上を図るため、区ホームページの運営やパネル展を実施する。
(6)	宮前区市民提案型総合情報発信事業 企画課	1,692	区内のさまざまな魅力・情報の発信に向けて、市民活動団体等からの事業提案を募集し、協働による取組を推進する。

地域コミュニティ活性化事業費

12,791千円

	事業名〔担当課〕	予算額 (千円)	内容
(1)	花と緑のあふれる住みよいまちづくり事業 地域振興課	2,617	区内の緑化を促進するため、緑化活動団体への花苗の提供や、公園等の自主管理組織への支援を行う。
(2)	まちづくり推進事業 地域振興課	2,867	市民活動団体の支援や団体間の交流・連携を促進し、イベントの実施等を通じて地域の活性化を図ることで、区民主体のまちづくりを推進する。
(3)	みやまえスポーツふえすていばる開催事業 地域振興課	1,994	スポーツを通じた区民同士の交流と健康増進を図るために、各種スポーツ事業を実施するとともに、地域スポーツの活性化を図る。
(4)	多様な主体が参画する子どもあそびランド事業 生涯学習支援課	577	遊びを通じて子どもと中高生・シニアなど世代間や多様な市民の交流を図るため、「夏休み子どもあそびランド」を実施する。
(5)	地域活動の促進に向けた人材育成及び推進体制の整備事業 生涯学習支援課	125	地域人材の育成と活用を進めるため、地域人材育成指針に基づき、区役所各課が連携したモデル事業を行う。
(6)	市民活動支援拠点のネットワーク事業 地域振興課	390	市民活動の活性化を図るため、市民活動拠点の運営支援や情報発信を推進し、地域コミュニティの醸成につなげる。
(7)	みんなの公園事業 道路公園センター	821	公園の利活用を推進するため、公園緑地愛護会等の設立支援・活性化を推進するとともに園名板の更新を行う。
(8)	町内会・自治会加入促進事業 地域振興課	462	町内会・自治会ガイドブック及び子育て世代向けリーフレットの作成・配布等を通じて、地域コミュニティの形成に重要な役割を果たしている町内会・自治会の加入促進を支援する。
(9)	みやまえご近助さん事業 地域振興課	1,982	様々な地域活動や市民活動の情報を町名ごとに掲載し、身近な暮らしの中でのつながりを応援する宮前区ご近所情報サイト「みやまえご近助さん」。リニューアルを機に、区民に向けた情報発信を積極的に行うことで、地域活動への参加や町内会・自治会への加入促進につなげていく。

(10)	区民祭開催経費 総務課	245	区民祭実行委員会に対する補助金
(11)	向丘出張所活用事業費 向丘出張所	711	向丘地区で行われるイベントや地域情報などを受発信するための広報紙の発行や、出張所を地域の居場所及び活動・交流の場として利用するための取組を推進する。

地域の輪・健康づくり事業費

7,921千円

	事業名〔担当課〕	予算額 (千円)	内容
(1)	健康づくり支援事業 地域支援課	231	区民の健康づくりの実践を支援するために、健康に関する様々な情報や、地域の活動の場についての情報を発信するとともに、地域主体による健康づくりの取組を支援する。
(2)	地域包括ケアシステム推進事業 地域ケア推進課	5,090	子どもから高齢者までがゆるやかにつながり、安心して暮らせる地域づくりに向けた取組や情報発信を通じて、地域包括ケアシステムを推進する。
(3)	しあわせを呼ぶコンサート開催事業 地域振興課	2,600	障害者が出演するコンサートを開催し、交流と相互理解を深め、心のバリアフリーや障害者の自立支援・社会参画の拡大を目指す。

総合的な子ども・子育て支援事業費

6,569千円

	事業名〔担当課〕	予算額 (千円)	内容
(1)	宮前区子育て支援事業 保育所等・地域連携担当	163	子育て世代の育児の孤立化の防止や育児不安の軽減に向け、より効果的な地域支援につなげていけるよう、子育てに関わる施設等に関する情報発信を行い、子育て世代の支援を図る。
(2)	子ども包括支援事業 学校・地域連携担当	6,406	こどもサポート南野川において、様々な課題を持つ子どもに居場所を提供し、生活・学習・家族支援及びこれに係る相談業務や情報提供を行い、きめ細やかで切れ目のない子ども支援を図る。

安全・安心・快適まちづくり事業費

10,465 千円

	事業名〔担当課〕	予算額 (千円)	内容
(1)	安全安心まちづくり推進事業 危機管理担当	1,734	地域防犯団体のパトロール活動や落書き消し活動の支援、スケアードストレート方式の交通安全教室の実施等により、安全で安心して暮らせるまちを目指す。
(2)	防災意識普及啓発事業 危機管理担当	2,050	災害に備え区民の防災意識の向上と地域人材の育成を図るために、防災フェア、防災推進員養成研修及び防災推進員フォロー研修を開催する。
(3)	地域防災力向上事業 危機管理担当	2,538	宮前区地域防災連絡会議の開催や、災害用簡易エアマット等避難所備蓄物品の充実による避難所の環境整備等を行い、地域防災力の向上を図る。
(4)	宮前区スポーツ環境整備事業 地域振興課	4,143	スポーツ施設の少ない宮前区で、安全に安心して多くの区民がスポーツ等に親しめる環境を整えるため、既存施設の補修整備を実施する。

区役所サービス向上事業費

8,741 千円

	事業名〔担当課〕	予算額 (千円)	内容
(1)	区役所庁舎エコ化事業 総務課	2,671	区役所庁舎の照明のLED化などにより、庁舎のエコ化・経費節減につなげ、身近な省エネの取組として区民への啓発を行う。
(2)	みやまえロビーコンサート開催事業 地域振興課	1,515	区民に親しまれる区役所をめざして、区役所2階ロビーまたは区内の行政施設で、質の高い様々なジャンルの音楽を提供するコンサートを行う。
(3)	バリアフリー推進事業 総務課	1,636	来庁者が安心して利用できる庁舎整備の一環として、市民広場のタイルを強度が高い路面舗装に改修するとともにノンスリップ化し、通行する区民の安全確保を図る。

(4)	窓口サービス向上事業 区民課	155	庁舎の待合スペースやロビー等の環境整備を行い、来庁者が快適に利用できる庁内環境を整えることで、窓口サービスの向上を図る。
(5)	区役所サービス向上推進事業 総務課	2,764	庁舎内の便器を洋式化および暖房便座に改修し庁舎内環境の改善を行うことで利用者の快適性向上を図る。

地域課題対応その他事業費

1,568 千円

	事業名〔担当課〕	予算額 (千円)	内容
(1)	地域課題事業一般経費 総務課	1,568	地域課題対応事業費を実施するにあたり必要となる事務諸経費。

区の新たな課題即応事業費

5,000 千円

	事業名〔担当課〕	予算額 (千円)	内容
(1)	区の新たな課題即応事業 総務課	5,000	年度途中に発生する新たな課題に区長の権限で適切・迅速に対応し、課題解決に向けた取り組みを推進する。

5 各課の主な事務事業

令和8年度の宮前区役所各課の主な事務事業です。

(全ての事業や制度、手続き等が網羅されているわけではありません)

危機管理担当

(メール:69kikika@city.kawasaki.jp)

- ◆ 地域防災担当 (電話:856-3114、内線:65361)
- ◆ 訓練担当 (電話:856-3212、内線:65362)
 - ・ 防災対策…………… 区の危機管理、防災意識の普及啓発、宮前区地域防災計画、要援護者対策、自主防災組織連絡協議会、地域防災連絡会議
- ◆ 地域安全担当 (電話:856-3137、内線:65352)
 - ・ 交通安全…………… 交通安全対策協議会、交通安全母の会、交通安全教室、交通安全運動(街頭監視など)
 - ・ 防犯啓発…………… 宮前防犯連絡協議会、防犯灯電気料・補修費の補助金
 - ・ 安全安心まちづくり…………… 区安全・安心まちづくり推進協議会、路上喫煙防止対策

まちづくり推進部 総務課

(メール:69soumu@city.kawasaki.jp)

- ◆ 庶務係 (電話:856-3123、内線:65111)
 - ・ 区の総務・総括…………… 区全体の総務や行事等の総括
 - ・ 区役所の人事…………… 異動、昇任、転任、評価
 - ・ 職員の人材育成…………… 人材育成計画の実施
 - ・ 庁舎の維持管理…………… 敷地内の設備の維持・整備・管理
 - ・ 区役所業務の案内等…………… 電話への問合せ対応、来庁者の案内
 - ・ 市政資料コーナー…………… 庁舎内の配布チラシ・掲示物の管理
 - ・ その他…………… 区役所内の他の課に属さないこと
- ◆ 経理担当 (電話:856-3129、内線:65115)
 - ・ 区の予算及び決算…………… 予算及び決算、令達予算の執行管理
- ◆ 選挙統計担当 (電話:856-3126、内線:65113)
 - ・ 選挙(区選挙管理委員会)…………… 選挙に関する事務、選挙結果、選挙に関する啓発
 - ・ 統計調査…………… 各種統計調査の実施
 - ・ 統計資料…………… 統計資料の閲覧

まちづくり推進部 企画課

(メール:69kikaku@city.kawasaki.jp)

◆ 企画調整担当 (電話:856-3136、内線:65121)

- ・ 区政に関する調査・企画立案……地域課題対応事業の進行管理・予算調整、企画調整会議に関する事務
- ・ 区に関する事務事業の調整……事務事業の推進・進捗管理、レビューの調整、区行政改革の推進
- ・ コミュニティ施策の推進……区における参加と協働の取組の推進
- ・ 広報及び広聴……市政だより（宮前区版）の編集、区ホームページの管理、市長への手紙・市民オンブズマンの対応
- ・ 市議会・報道対応……市議会・報道への対応

◆ まちづくり支援担当 (電話:856-3170、内線:65123)

- ・ 地区まちづくり支援……地区まちづくり育成条例
- ・ 初動期のまちづくり対応……総合調整条例・紛争調整条例に関する業務、その他初動期のまちづくり対応

まちづくり推進部 地域振興課

(メール:69tisin@city.kawasaki.jp)

◆ 地域活動支援係 (電話:856-3135、内線:65351)

- ・ 地域住民組織の振興……区全町内・自治会連合会、宮前地区連合町内会
- ・ 青少年の健全育成……区青少年指導員連絡協議会、宮前地区青少年指導員会
- ・ 地域活動の支援……川崎市美化運動実施宮前支部、宮前区観光協会

◆ 地域スポーツ推進担当 (電話:856-3177、内線:65360)

- ・ 地域スポーツの推進……宮前スポーツセンター指定管理、区スポーツ推進委員会、宮前地区スポーツ推進委員会、総合型地域スポーツクラブ

◆ まちづくり推進係 (電話:856-3125、内線:65354)

- ・ 市民活動の推進……市民活動団体との協働、みやまえ太鼓ミーティングなど

◆ 相談・情報担当 (電話:856-3132、内線:65357)

- ・ 区民相談業務……各種区民相談、ふれあいネット、しあわせを呼ぶコンサートみやまえロビーコンサート、みやまえカルタ

まちづくり推進部 生涯学習支援課

(メール : 88miyasi@city.kawasaki.jp、菅生地区担当 : 88sugasi@city.kawasaki.jp)

◆ 管理担当 (電話:888-3911)

- ・ 市民館の管理運営 …………… 課の庶務、予算・決算に関する事務、業務委託等に関する事務、社会教育委員会議（宮前市民館専門部会、有馬・野川生涯学習支援施設専門部会）の運営に関する事務
- ・ 他施設との連絡調整 …………… 菅生分館との連絡調整、有馬・野川生涯学習支援施設（指定管理）に関する事務

◆ 社会教育振興係 (電話:888-3911)

- ・ 社会教育振興事業の実施 …………… 識字学習活動、障がい者社会参加学習活動、平和・人権・男女平等推進学習、家庭・地域教育学級、青少年教室、高齢者セミナー、市民自主学級、市民自主企画事業、区地域課題対応事業などの学級・事業の実施、社会教育委員会議（宮前市民館専門部会）の研究・調査に関する事務、事業の広報・報告書の作成に関する事務、PTA 等社会教育関連団体との連絡調整事務

◆ 菅生地区担当 (電話:977-4781)

- ・ 菅生分館の管理運営 …………… 分館の庶務、予算・決算に関する事務、業務委託等に関する事務、市民館との連絡調整事務
- ・ 社会教育振興事業の実施 …………… シニアの社会参加支援事業、家庭・地域教育学級、市民エンパワーメント研修などの学級・事業の実施

向丘出張所

(メール:69muko@city.kawasaki.jp)

◆ 地域振興担当 (電話:866-6461、内線:75111)

- ・ 地域住民組織の振興…………… 向丘地区連合自治会
- ・ 青少年の健全育成及びスポーツの振興… 向丘地区青少年指導員会、向丘地区スポーツ推進委員会
- ・ 防犯啓発及び交通安全…………… 向丘防犯連絡協議会、防犯灯電気料・補修費補助、区交通安全母の会向丘分会
- ・ 社会福祉団体との連絡調整…………… 向丘地区社会を明るくする運動との連絡調整

◆ 証明サービス担当 (電話:866-6461、内線:75112)

- ・ 住民票の写しなど…………… 住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書の発行
- ・ 戸籍の証明…………… 戸籍全部事項証明(とう本)、戸籍個人事項証明(しょう本)、戸籍一部事項証明、除籍全部事項証明、除籍個人事項証明、改製原戸籍とう本、改製原戸籍しょう本、身分証明
- ・ 住居表示証明・土地の名称等の変更証明… 住居の表示が旧地番から新表示に変わった証明、住居表示の実施により本籍の表示が旧地番から新表示に変わった証明など
- ・ 市民税・県民税課税額(非課税)証明書… 最新年度のみ発行

※「宮前区役所向丘出張所の今後の活用に関する方針」が令和4年2月に策定され、活用方針に基づく各取り組みについて推進

区民サービス部 区民課

(メール:69kumin@city.kawasaki.jp)

◆ 住民記録第1係・窓口サービス向上担当 (電話:856-3144、内線:65233)

- ・ 住所の届出…………… 転入、転出、転居、世帯変更届
- ・ 印鑑登録…………… 印鑑登録、印鑑登録証明書*
- ・ 個人番号カード…………… 公的な本人確認書類及び電子署名の機能を併せ持ったカードの交付
- ・ 住民票の写しなど…………… 住民票の写し*、住民票記載事項証明*、戸籍の附票の写し*
- ・ 戸籍の証明…………… 戸籍全部事項証明(とう本)*、戸籍個人事項証明(しょう本)*、戸籍一部事項証明、改製原戸籍とう本、改製原戸籍しょう本、除籍全部事項証明(とう本)、除籍個人事項証明(しょう本)、受理証明、身分証明
- ・ 住居表示変更証明・土地の名称等の変更証明… 住居表示の実施により住所等の表示が変わった証明、土地の名称等の変更により本籍の表示が変わった証明など

◆ 住民記録第2係 (電話:856-3141、内線:65231)

- ・ 特別永住者…………… 特別永住許可申請・更新等に関する手続
- ・ 児童手当…………… 児童手当の申請
- ・ 災害遺児等福祉手当…………… 災害遺児等福祉手当の申請
- ・ 児童及び生徒の就学事務…………… 市立小・中学校への新入学・転入学等に関する手続
- ・ 自動車臨時運行許可…………… 仮ナンバーの貸し出し

◆ 住民記録第3係 (電話:856-3147、内線:65235)

- ・ 戸籍の届出等…………… 出生届、死亡届、婚姻届、離婚届、転籍届
- ・ 埋火葬等の許可…………… 埋葬・火葬及び改葬の許可

「※」は、鷺沼行政サービスコーナーでも取り扱っている証明書発行業務
(但し、証明の内容や請求者によって、一部不可)

区民サービス部 保険年金課

(メール:69hoken@city.kawasaki.jp)

◆ 国民健康保険担当 (電話:856-3156、内線:65676)

- ・ 国民健康保険……………国民健康保険加入・喪失の届出及び国民年金加入の届出(住所異動を伴うものを除く)、資格確認書・資格情報のお知らせの交付、国民健康保険料口座振替の届出、国民健康保険料の賦課・減免の相談、高額療養費、葬祭費、療養費、出産育児一時金等

◆ 収納担当 (電話:856-3131、内線:65678)

- ・ 保険料の納付……………国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の納付、納付相談

◆ 後期・介護・医療費助成担当 (電話:856-3159、内線:65677)

- ・ 後期高齢者医療……………資格得喪の届出、資格確認書等の交付、高額療養費、葬祭費、療養費等の申請受付、保険料の通知
- ・ 介護保険料に関する相談等……………65歳以上の方の保険料の賦課・減免・資格の異動等、介護保険被保険者証の交付
- ・ 福祉医療費の助成……………重度障害者医療費助成、小児医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成及び各福祉医療の資格認定・医療証発行

◆ 国民年金担当 (電話:856-3154、内線:65674)

- ・ 国民年金に係る各種申請……………国民年金の保険料免除制度、納付猶予制度及び学生納付特例制度の申請受付(前年所得が基準以下の人など)など
- ・ 国民年金の給付相談……………老齢基礎年金・障害基礎年金・特別障害給付金・遺族基礎年金・寡婦年金などの給付相談

地域みまもり支援センター 地域ケア推進課

(メール:69keasui@city.kawasaki.jp)

◆ 管理運営係 (電話:856-3254、内線:65515)

- ・ 社会福祉団体との連絡調整 …… 保護司会、社会を明るくする運動との連絡調整
- ・ 民生委員児童委員 …… 民生委員児童委員の推薦及び連絡調整
- ・ 戦没者遺族援護 …… 特別弔慰金・給付金申請事務、遺族会との連絡調整
- ・ 日本赤十字社 …… 日本赤十字社神奈川県支部宮前区地区の事務局
- ・ 小災害の見舞金交付 …… 比較的規模の小さな災害被災者への見舞金の交付
- ・ 原爆被爆者の援護 …… 被爆者健康手帳の申請、健康管理手当の申請の受付、被爆者のこども健康診断受診証交付申請受付、市バス特別乗車証の交付
- ・ 指定難病医療費助成 …… 指定難病等に係る医療費の助成の申請受付
- ・ 特定医療費(指定難病)医療給付 …… 指定難病等に係る公費負担など
- ・ 公害病被認定者の援護 …… 療養・医療手当など各種給付、変更手続きの受付
- ・ アスベスト対策 …… 石綿健康被害に係る申請など

◆ 企画調整係 (電話:856-3300、内線:65513)

- ・ 地域包括ケアシステムの推進に向けた広報・啓発・地域づくり
……………地域情報の把握、地域包括ケアシステムの広報・普及啓発
区社協・地区社協等との連携・調整
- ・ 子ども・子育てに関する広報・啓発
……………子ども・子育てネットワーク会議の開催、宮前区冒険遊び場
活動支援、みやまえ子育てガイド「とことこ」の発行ほか
- ・ 区地域福祉計画の策定・推進
……………多様な主体がつながり支え合う地域づくり、「知る」を広げる
情報発信の充実、支援につながる人材・ネットワークづくり、
区民・団体・事業者・行政のつながりによる地域力の向上

地域みまもり支援センター 地域支援課

(メール:69sienta@city.kawasaki.jp)

◆ 地区支援係 (電話:856-3302、内線:65618)

- ・ 地域包括ケアシステムの推進……啓発活動、地域の活動グループとの連携や立ち上げ支援
- ・ 健康づくり・生活習慣病予防……健康教育、健康相談、健康手帳交付、たばこ対策、骨粗しょう症予防、健診(検診)の普及啓発、健康づくり推進連絡会議、生活習慣病予防相談
- ・ 生活保護受給者の健康管理支援
- ・ アレルギー疾患の予防啓発……乳幼児アレルギー相談、ぜん息児健康回復教室、呼吸器疾患
- ・ 公害健康被害被認定患者療養支援
- ・ 介護予防……介護予防の普及啓発、地域のボランティア等の人材育成・活動支援、予防講演会などの開催
- ・ 難病等患者療養・相談支援
- ・ 母子保健指導・相談……母子健康手帳発行、母子相談、両親学級、乳幼児特別相談、育児相談、幼児相談、女性の健康相談、入院助産
- ・ 妊婦・乳幼児健診……乳幼児健診(1歳6か月児健診、3歳6か月児健診)など
- ・ 母子訪問指導……新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問、未熟児訪問、妊産婦訪問
- ・ 地域における子育て支援の推進…子育てグループの育成支援

◆ 地域サポート係 (電話:856-3308、内線:65629)

- ・ 児童家庭相談……0歳～18歳未満の子どもに関する相談
(養護相談、保健相談、障害相談、非行相談、育成相談等)
- ・ 要保護児童対策地域協議会……区実務者会議及び連携調整部会の事務局
- ・ 認知症施策の推進……認知症サポーター養成講座、認知症の普及啓発、認知症カフェの立ち上げ支援など
- ・ 栄養指導・食育推進……給食施設指導、食品表示等指導、国民健康・栄養調査
食育推進分科会、栄養の健康講座、乳幼児・成人の栄養相談
- ・ 歯科保健……乳幼児・成人の歯科相談、口や歯の健康講座

地域みまもり支援センター 児童家庭課

(メール: 69zidoka@city.kawasaki.jp)

◆ 児童家庭サービス第1係 (電話:856-3158、内線:65642)

- ・ 待機児童対策……………待機児童に関わる情報収集・分析、認可外保育施設の情報収集
- ・ 医療費助成……………養育医療・育成医療・小児慢性特定疾病
- ・ 幼児教育・保育の無償化業務……施設等利用給付認定

◆ 児童家庭サービス第2係 (電話:856-3258、内線:65616)

- ・ 保育所……………保育所の入所相談・申請手続き
- ・ 児童福祉の実施……………児童扶養手当
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉の実施……………母子・父子・寡婦福祉資金貸付

地域みまもり支援センター 高齢・障害課

(メール:69kourei@city.kawasaki.jp)

◆ 高齢者支援係 (電話:856-3242、内線:65626)

- ・ 高齢者に関する相談……………高齢者虐待・成年後見制度・老人福祉法措置に関する相談
- ・ 在宅生活支援(介護保険外)……紙おむつの給付、緊急通報システム、訪問理美容サービス、徘徊高齢者等SOSネットワークなどの申請受付
- ・ 生涯現役支援……………老人クラブの育成、敬老祝事業、ひとり暮らし等高齢者見守り事業、高齢者特別乗車証の申請案内・かわさき福寿手帳の再交付
- ・ 認知症施策の推進……………認知症訪問支援事業
- ・ 地域包括支援センター運営支援

◆ 介護認定給付係 (電話:856-3245、内線:65653)

- ・ 介護保険の認定申請……………認定申請受付、認定調査、介護認定審査会の開催
- ・ 介護保険の給付等……………介護給付の申請(福祉用具・住宅改修・高額介護サービス・負担限度額認定・負担割合証・居宅サービス計画)

◆ 障害者支援係 (電話:856-3304、内線:65622)・精神保健係 (電話:856-3262、内線:65625)

- ・ 障害に関する相談……………身体障害・知的障害・精神障害に関する相談
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付
在宅重度障害者等手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、
自立支援医療(更生医療・精神通院医療)、補装具費の支給、
日常生活用具の給付、ふれあいフリーパス交付、
障害福祉サービスの申請

地域みまもり支援センター 保護課

(メール:69hogo@city.kawasaki.jp)

◆ 管理係 (電話:856-3232、内線:65611)

- ・ 扶助費給付

◆ 保護係 (第1～第5係)、面接担当 (電話:856-3241、内線:65637)

- ・ 面接相談 …………… 生活状況の聴取、制度説明
- ・ 生活保護の実施 …………… 生活状況調査、各必要扶助の認定、被保護者の自立支援

地域みまもり支援センター 衛生課

(メール:69eisei@city.kawasaki.jp)

◆ 環境衛生係 (電話:856-3270、内線:65564)

- ・ 営業に係る許可・監視指導等・・・環境営業施設等（理容所、美容所、クリーニング所、コインランドリー、旅館、興行場、公衆浴場、プール、畜舎家禽舎、温泉利用施設）の許認可・届出等受付、特定建築物の届出等受付、建築物登録業の登録等受付、温泉の掘削等許可、墓地・納骨堂の許可、クリーニング師免許申請受付
- ・ 健康リビングの推進・・・・・・・・化学物質による室内空気汚染、カビ・ダニの発生等の住まいと健康に関する相談受付
- ・ 受水槽等の監視指導等・・・・・・・・専用水道・簡易専用水道・小規模水道・小規模受水槽水道の監視指導、災害用井戸の指導
- ・ 狂犬病予防・・・・・・・・犬の登録、狂犬病予防注射済票交付
- ・ 動物の愛護・管理に関する普及啓発・・・適正飼養の啓発、猫の不妊及び去勢手術補助金申請、動物取扱業の許可・監視指導

◆ 食品衛生係 (電話:856-3272、内線:65561)

- ・ 営業に係る許可・監視指導等・・・飲食店等の許可・変更・廃業、営業届出（弁当や野菜果物等の販売・給食施設等）の受付、行事開催届及び配食等ボランティア届の受付、食品衛生責任者の変更、ふぐ営業の認証・変更・廃止、ふぐ加工製品販売者の届出・変更・廃止、調理師・ふぐ包丁師・製菓衛生師の試験の願書配布及び免許の申請受付、食品の自主回収の報告
- ・ 食鳥処理の事業の監視指導等・・・食鳥処理事業の許可・変更・廃止

◆ 感染症対策係 (電話:856-3265、内線:65518)

- ・ 感染症の予防・・・・・・・・感染症発生動向調査・情報還元、各種調査、発生時対応、消毒等の指導、結核の療養支援及び結核医療費公費負担申請受付、結核接触者検診の実施など
- ・ ねずみ、衛生害虫等の駆除指導・・・ねずみ、衛生害虫等に関する相談受付、ねずみ捕獲器・ハチ駆除用防護服の貸し出し
- ・ 医務・薬務に係る手続き・・・・・・・・医療法・薬機法に係る申請及び関係免許の書き換えなど
- ・ 肝炎治療医療給付・・・・・・・・B型・C型肝炎に係る公費負担申請など

地域みまもり支援センター 保育所等・地域連携担当

(メール:45mihoik@city.kawasaki.jp)

◆ 保育所等・地域連携担当 (こども未来局 宮前区保育・子育て総合支援センター)

- ・ 事業調整…………… 幼稚園・保育園・小学校の連携
(電話:856-3271) 公営地域子育て支援センターとの連絡調整 他
- ・ 事業推進…………… 地域の子ども・子育て支援事業の企画、実施、調整
(電話:856-3290) 子どもに関わる関係諸機関との連携・調整
- ・ 民間連携・人材育成…………… 保育の質の向上に向けた民間保育所等との連携・交流、
(電話:856-3285) 保育・子育て支援に関わる人材の育成、地域の実情の把握・分析、施策の
企画

地域みまもり支援センター 学校・地域連携担当

(メール:88miykyo@city.kawasaki.jp)

◆ 学校・地域連携 (教育委員会事務局 宮前区・教育担当) (電話:888-4035、内線:65703)

- ・ 学校運営支援…………… 学校が抱える様々な問題や課題などの総合的な支援
- ・ 学校・地域連携…………… 学校教育全般に関する相談、学校と地域や家庭、関係諸機関
との連携・調整

道路公園センター

(メール 管理担当 : 69doukan@city.kawasaki.jp、整備担当 : 69dousei@city.kawasaki.jp
協働担当 : 69doukyo@city.kawasaki.jp)

【管理担当】

◆ 庶務班 (電話:877-1661、内線:75511)

- ・ 所の庶務……………所の庶務、予算・決算、道路・公園の管理瑕疵の処理、道路・公園パトロールの計画

◆ 利用調整班 (電話:877-1661、内線:75521)

- ・ 占用許可業務……………道路・河川・水路・公園及び緑地の調査、占用許可(河川を除く)及び指導
- ・ 公園利用……………公園の一時使用等の許可、ふれあいネット関係
- ・ 道路等の適正利用……………放置自転車等の放置防止対策、道路・水路・河川の不法占拠対策、放置自動車及び不法投棄物の撤去

◆ 財産管理班 (電話:877-1661、内線:75531)

- ・ 道路、河川、水路及び公園の管理業務……………道路・河川・水路及び公園の境界確定立会、道水路台帳図の閲覧
- ・ 開発等協議……………都市計画法32条協議、総合調整条例等協議
- ・ 自費工事……………歩道切下げ等承認
- ・ 道水路の認定及び廃止……………道水路の寄附及び売払い等に伴う認定及び廃止
- ・ 道路幅員の証明書……………道路幅員の証明書の発行
- ・ 私道舗装助成……………私道舗装の助成に関すること

【整備担当】

◆ 土木整備班 (電話:877-1661、内線:75551)

- ・ 道路整備……………市道の道路整備
- ・ 道路補修事業……………管理する道路の維持補修
- ・ 安全施設整備……………歩道バリアフリー化、防護柵設置など
- ・ 橋りょう整備……………橋りょうの維持補修
- ・ 自転車等駐車場事業……………自転車等駐車場の整備、維持補修
- ・ 河川整備……………河川の整備、維持補修
- ・ 水路整備……………水路の整備、維持補修
- ・ 受託事業……………受託工事の設計・監督

◆ 公園整備班 (電話:877-1661、内線:75562)

- ・ 公園、緑地の整備……………近隣公園・街区公園等の整備
- ・ 公園、緑地の維持管理……………公園、緑地の維持補修
- ・ 街路樹の維持管理……………街路樹の維持補修
- ・ 受託事業……………受託工事の設計・監督

◆ 協働・利活用推進班（電話:877-1661、内線:75561）

- ・ 協働推進事業……………道路、河川、公園、緑地等における市民との協働事業やボランティア活動の支援、公園緑地の利活用推進

6 統計資料

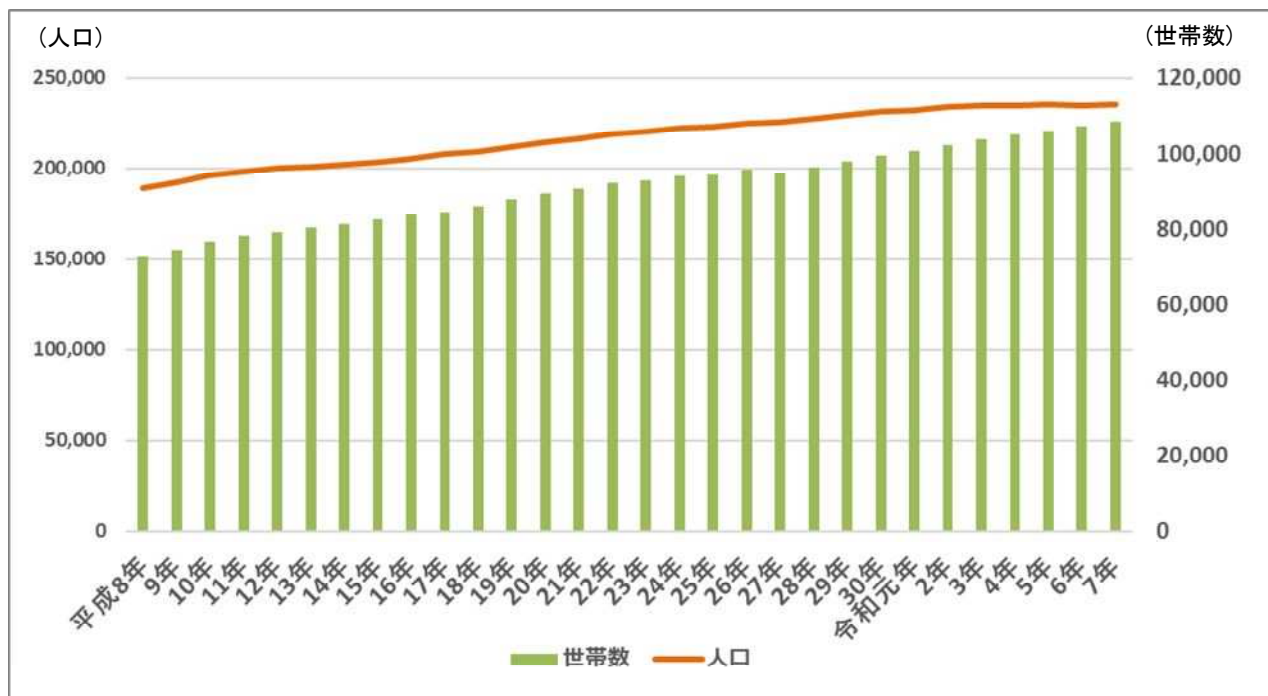
6-1 宮前区の家帯数・人口の推移（各年10月1日現在）

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
人口	188,990	192,537	196,322	198,086	200,040	201,110	202,205	203,771	205,640	207,895
世帯数	72,512	74,570	76,764	78,144	79,086	80,458	81,420	82,558	83,665	84,555

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
人口	209,241	211,907	214,682	216,725	218,867	220,448	222,362	222,756	224,648	225,594
世帯数	85,892	87,848	89,533	90,807	92,164	92,971	93,955	94,303	95,622	94,808

	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
人口	227,375	229,481	231,131	232,325	233,728	234,460	234,964	235,002	234,713	235,048
世帯数	96,226	97,839	99,301	100,712	102,317	103,690	105,039	105,993	107,093	108,440

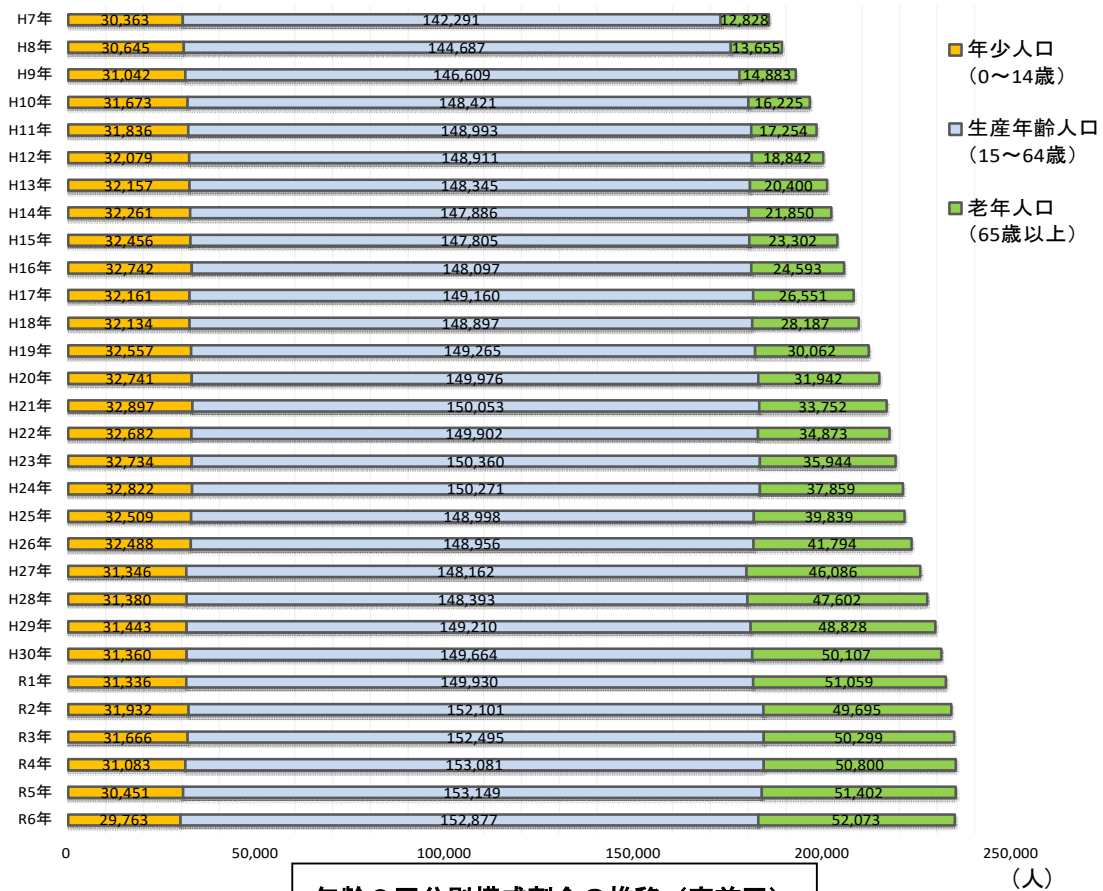
宮前区の家帯数・人口の推移（各年10月1日現在）



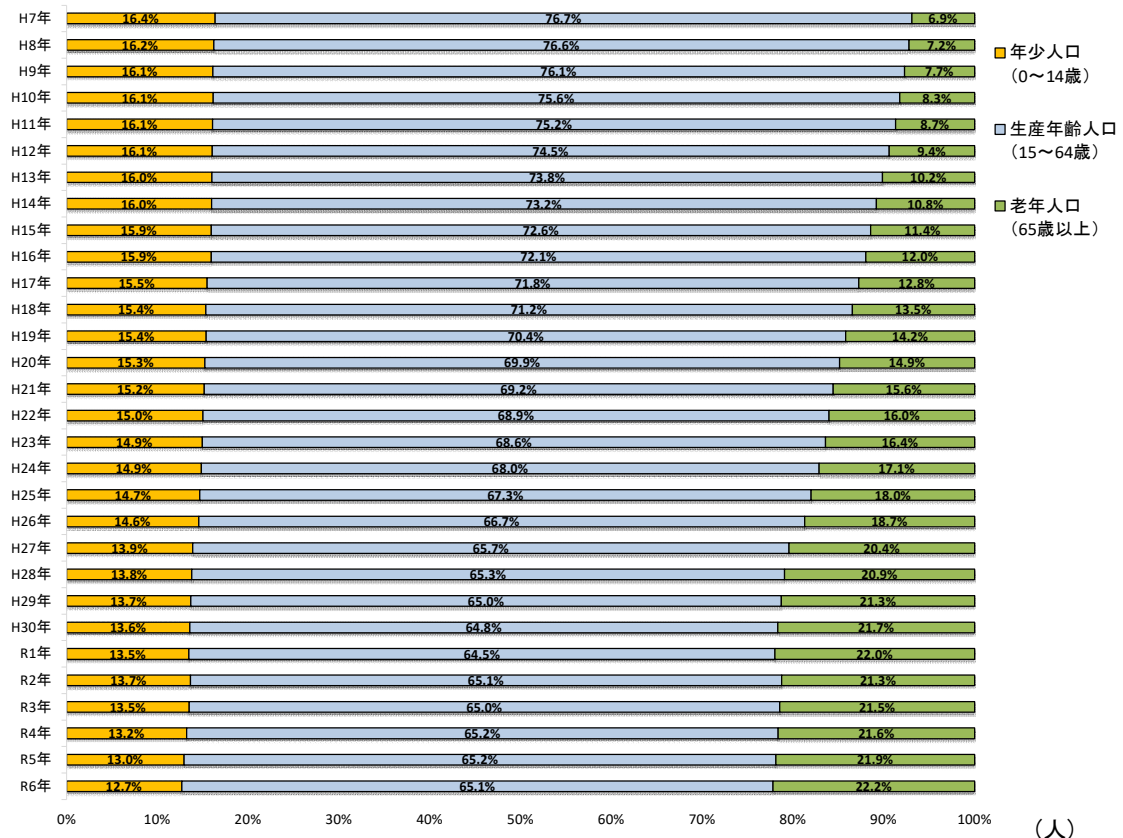
出典：川崎市の家帯数・人口各年10月1日

6-2 宮前区の年齢3区分別人口の推移と割合（各年10月1日現在）

年齢3区分別人口の推移（宮前区）



年齢3区分別構成割合の推移（宮前区）



注) 年齢「不詳」を含みません

出典: 川崎市年齢別人口 (各年10月1日)

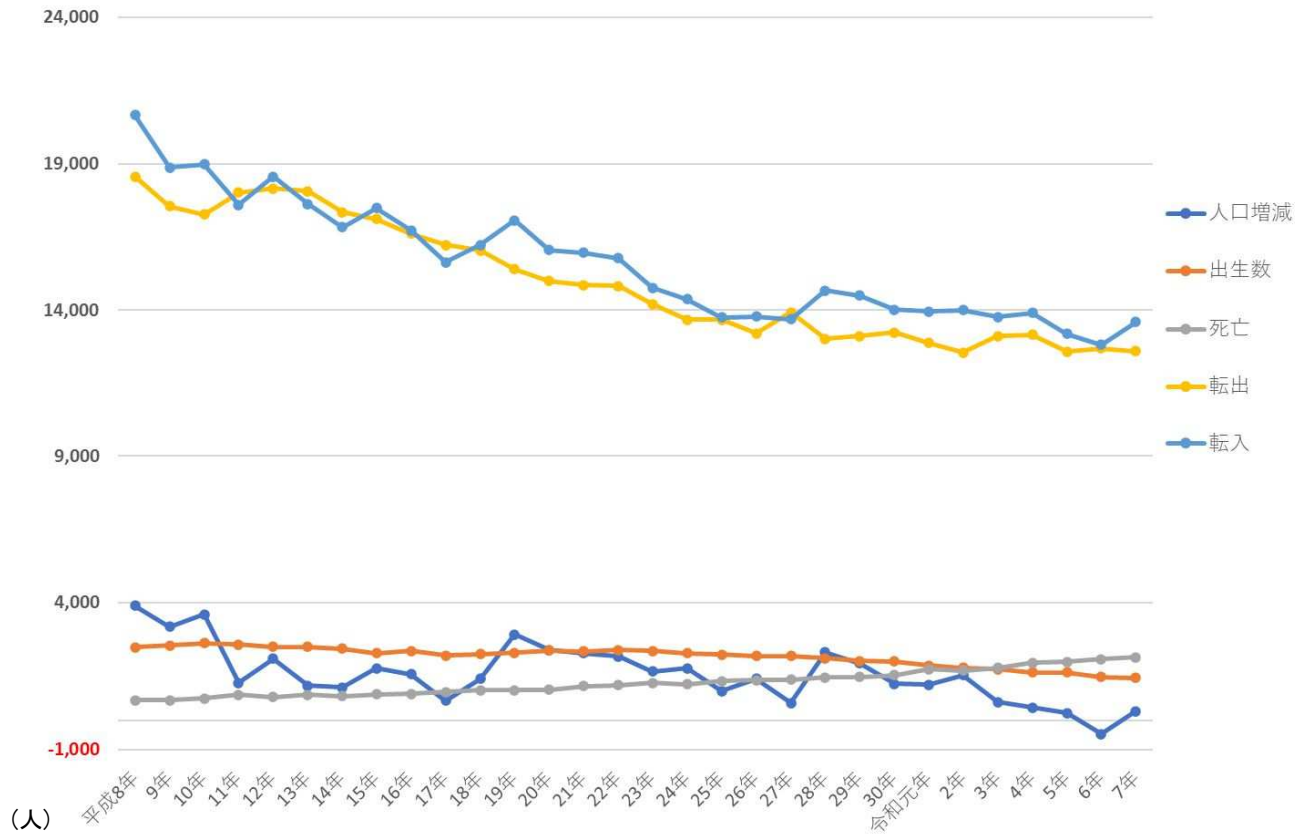
6-3 宮前区の人口動態の推移

(人)

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
転出	18,558	17,557	17,279	18,019	18,158	18,070	17,350	17,120	16,626	16,234
転入	20,658	18,868	18,986	17,594	18,559	17,631	16,844	17,487	16,728	15,647
出生数	2,483	2,539	2,626	2,570	2,492	2,496	2,435	2,280	2,361	2,208
死亡数	681	673	737	867	793	872	814	882	893	957
増減	3,902	3,177	3,596	1,278	2,100	1,185	1,115	1,765	1,570	664

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
転出	16,039	15,414	14,997	14,860	14,827	14,212	13,676	13,673	13,211	13,924
転入	16,225	17,064	16,057	15,960	15,786	14,774	14,385	13,756	13,792	13,699
出生数	2,250	2,290	2,378	2,346	2,397	2,366	2,283	2,232	2,190	2,187
死亡数	1,022	1,025	1,045	1,160	1,187	1,268	1,218	1,327	1,364	1,373
増減	1,414	2,915	2,393	2,286	2,169	1,660	1,774	988	1,407	589

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
転出	13,020	13,114	13,248	12,886	12,564	13,121	13,167	12,597	12,700	12,606
転入	14,676	14,512	14,016	13,957	14,005	13,772	13,921	13,196	12,830	13,609
出生数	2,115	2,017	2,009	1,867	1,786	1,740	1,631	1,629	1,468	1,442
死亡数	1,458	1,470	1,532	1,730	1,686	1,779	1,951	1,983	2,073	2,146
増減	2,313	1,945	1,245	1,208	1,541	612	434	245	-475	299



出典：川崎市の人口動態より

6-4 宮前区の産業大分類別 事業所数・従業者数（令和3年6月1日現在）

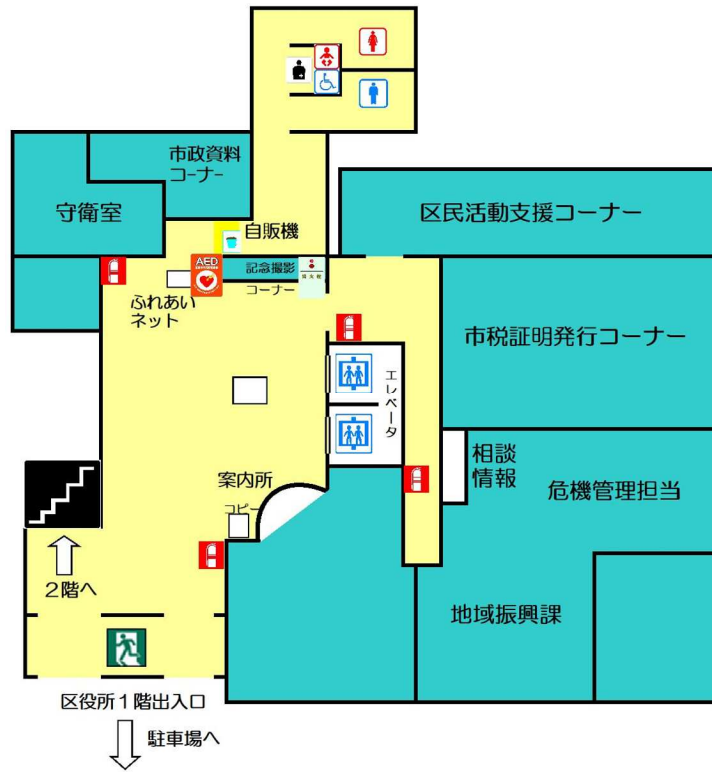
(人)

産業大分類		宮前区			
		事業所数	従業者数		
				男	女
A~R	総数	4,723	49,229	22,826	25,535
A、B	農業、林業、漁業	11	76	49	27
C	鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
D	建設業	600	3,666	2,923	710
E	製造業	263	1,984	1,175	809
F	電気・ガス・熱供給・水道業	4	4	3	1
G	情報通信業	131	867	633	234
H	運輸業、郵便業	100	2,569	2,082	471
I	卸売業、小売業	975	11,928	5,761	6,112
J	金融業、保険業	37	442	118	324
K	不動産業、物品賃貸業	527	1,741	941	800
L	学術研究、専門・技術サービス業	281	847	491	356
M	宿泊業、飲食サービス業	383	4,183	1,632	2,208
N	生活関連サービス業、娯楽業	330	1,655	831	780
O	教育、学習支援業	207	3,414	1,680	1,734
P	医療、福祉	630	12,938	3,053	9,526
Q	複合サービス事業	19	638	331	307
R	サービス業(他に分類されないもの)	225	2,277	1,123	1,136

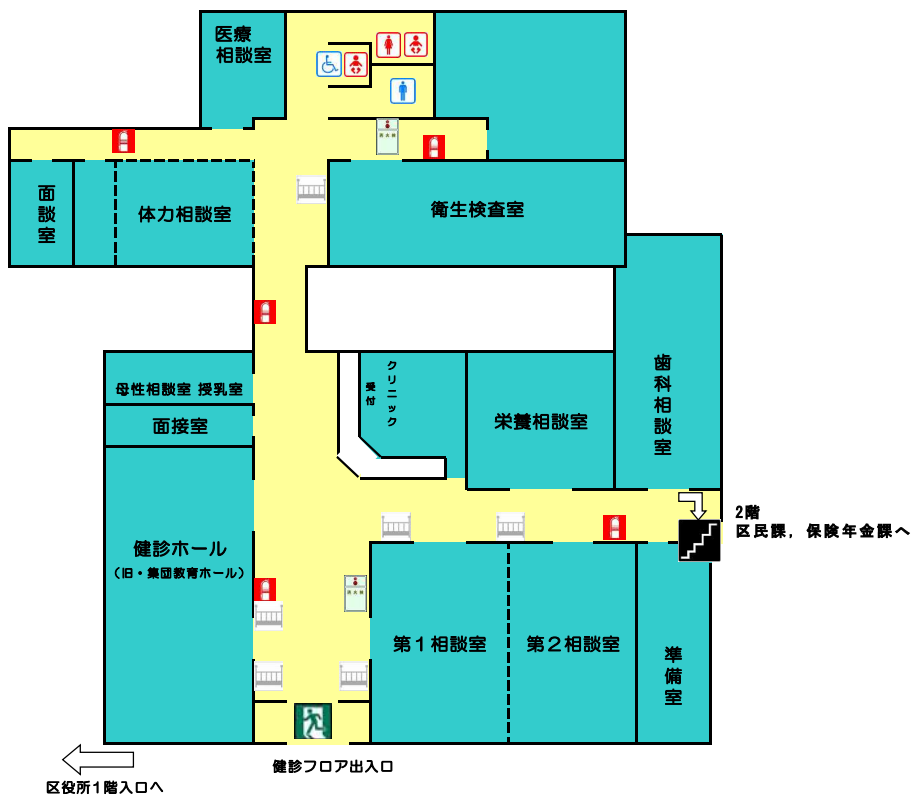
[出典: 経済センサス活動調査(確報)より]

7 宮前区総合庁舎フロア案内・駐車場案内

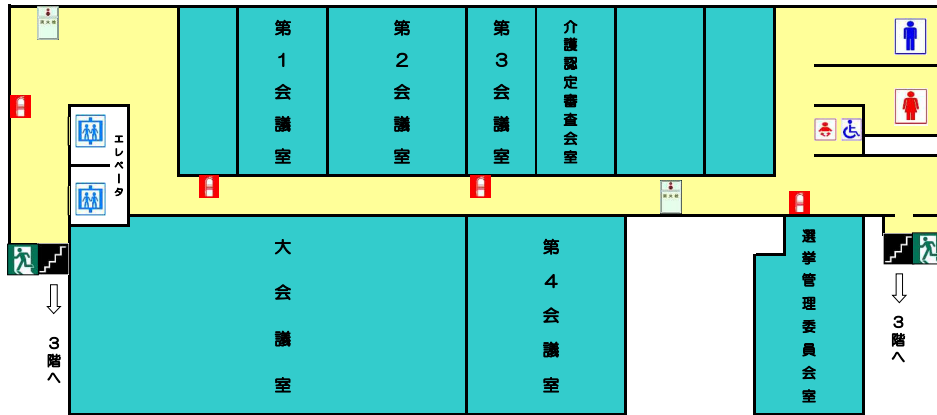
1階（区役所）



1階（健診フロア）



4階



駐車場

◆区役所前駐車場

収容台数 18台(うち思いやり駐車スペース1台)

利用日 全日

開場時間 24時間

◆市民館・図書館駐車場

収容台数 38台(うち思いやり駐車スペース2台)

利用日 全日

開場時間 午前8時30分～午後9時

◆第2駐車場

収容台数 42台

利用日 全日

開場時間 午前8時30分～午後9時

注：市民館・図書館駐車場及び第2駐車場は、開場時間外は入出庫できません。

